

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年四月十一日 金曜日
第二千三百二二号

目次
◇條例 果有種畜種付及び精液の讓渡手数料條例の一部改正

- 鳥取県文化財保護條例
- 鳥取県営牧場使用料條例の一部改正
- 果立学校授業料徴收條例の一部改正
- 鳥取県繭檢定所手数料條例の一部改正
- 鳥取県准看護婦試験委員條例
- 鳥取県農業經營調査委員会條例の廃止
- 鳥取県工場設置奨励條例施行規則
- 昭和二十六年五月鳥取県告示第二百四十二号の廃止
- 土木費支辨並びに土木費補助規程の一部改正

條例

果有種畜種付及び精液の讓渡手数料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十一日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県條例第十二号

果有種畜種付及び精液の讓渡手数料條例の一部を改正する條例

果有種畜、種付及び精液の讓渡手数料條例（昭和二十五年八月鳥取県條例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二條本文中「次のとおりとする。」を「次の範囲内で知事が定める。」に同條第一号中「五〇〇円」を「一、〇〇〇円以内」に、同條第二号中「八〇〇円」を「一、〇〇〇円以内」に、同條第三号中「四〇〇円」を「一、

00139

〇〇〇円以内」に、同條第四号中「三〇〇円」を「七〇〇円以内」に改める。

第二條の二中「次のとおりとする。」を「次の範囲内で知事が定める。」に「二五〇円」を「五〇〇円以内」に改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県文化財保護條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十三号

鳥取県文化財保護條例

(目的)

第一條 この條例は、県の区域内に所在する文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが國文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で文化財とは、左に掲げるものをいう。

- 1 建造物、繪画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書民族資料その他の有形の文化的所産で果にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料(以下「有形文化財」という。)
- 2 果にとつて価値のある史跡、名勝及び天然記念物(以下「史路名勝天然記念物」という。)
- 3 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で果にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(適用除外)

第三條 この條例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)により指定された文化財には、適用しない。

(文化財専門委員)

第四條 文化財保護法第四百條の三の規定により、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に文化

00140

財専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

2 専門委員は、文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え又は教育委員会に意見を具申し及びこのために必要な調査研究を行う。

3 専門委員の定数は、十五人以内とし、その任期は、二年とする。

4 専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

5 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、第三項の規定にかかわらず、専門委員の任期満了前にこれを解任又は解嘱することができる。

第五條 専門委員には職務を行うために要する旅費を支給する。

2 旅費額及びその支給方法は、鳥取県旅費支給條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第三十二号)の定めるところによる。

(指定)

第六條 教育委員会は、関係者の申請又は同意を得て、

有形文化財のうち重要なものを保護文化財に指定し、及び史跡名勝天然記念物を指定することができる。

2 前項の規定により指定されたものは、鳥取県保護文化財又は鳥取県指定史跡名勝天然記念物と称する。

3 第一項の規定により保護文化財に指定したときは、所有者に対し指定書を交付しなければならない。

(解除)

第七條 保護文化財が果の区域内に所在しなくなつた場合及び保護文化財又は史跡名勝天然記念物とその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定により保護文化財の指定を解除されたときは、所有者は、指定書を二十日以内に教育委員会に返付しなければならない。

(告示及び通知)

第八條 第六條の規定による指定又は前條の規定による解除をしたときは、教育委員会はその旨を鳥取県公報で告示し、且つ、関係者に通知しなければならない。

00141

(所有者又は所在の変更)

第九條 保護文化財の所有者が変更したときは新所有者(新所有者の住所が県内に所在しない場合は旧所有者)所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときは所有者は、指定書を添えて二十日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 保護文化財の所在の場所を変更したときは、一時的な所在の場所の変更の場合を除き、所有者は、二十日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失又はき損)

第十條 保護文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者は、二十日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理、修理又は復旧に関する勧告)

第十一條 保護文化財が滅失し、又はき損し、若しくは衰亡するおそれがあると認めるときは、教育委員会は所有者に対し、管理方法の指善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 保護文化財がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理又は復旧について必要を勧告をすることができる。

(補助)

第十二條 前條の規定により教育委員会が勧告した場合において、必要があると認めるときは、県は保護文化財の所有者に対し、その管理、修理又は復旧に要した経費につき予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(現状変更の制限)

第十三條 保護文化財の所有者は、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。但し、その維持の措置をする場合はこの限りでない。

2 保護文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(出品)

00142

第十四條 教育委員会は、保護文化財の所有者に対し、六箇月以内の期間を限つて、県の行う公開の用に供するため保護文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県が管理又は修理につき、補助金を交付した保護文化財の所有者に対し、六箇月以内の期間を限つて、県の行う公開の用に供するため当該保護文化財を出品することを命ずることができる。

3 前二項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とする。

4 県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。

5 教育委員会は、第一項又は第二項の規定により保護文化財が出品されたときは、当該保護文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により出品したことに起因して当該保護文化財が滅失し又はき損したときは、県は、その保護文化財の所有者に対し、通常生ずべき損

害を補償する。但し、保護文化財が所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(管理)

第十五條 教育委員会は、適当な地方公共団体その他の団体を指定して、史跡天然記念物を管理させることができる。

(史跡名勝天然記念物)

第十六條 第九條第一項(保護文化財の所有者及び所有者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届け出)第十條、(保護文化財の滅失又はき損の届け出)第十一條、(保護文化財の所有者に対する管理、修理又は復旧に関する勧告)第十二條、(保護文化財の所有者に対する補助金の交付)及び第十三條(保護文化財の現状変更の制限)の規定は、史跡名勝天然記念物にこれを準用する。

(無形文化財)

第十七條 無形文化財のうち特に価値の高いもので衰亡

00143

するおそれのあるものについては、教育委員会は、その保存に当ることを適当と認めるものに対し、補助金を交付し、又は資材のあつ、旋その他適当な助成の措置を講じなければならない。

(公開)

第十八條 教育委員会は、前條の規定による措置を受けた者に対し、二箇月以内の期間を限つて、当該無形文化財の公開を命ずることができる。

2 前項の規定による公開のために要した費用は、その全部又は一部を県の負担とすることができる。

(規則への委任)

第十九條 この條例の施行に關し必要な事項は、教育委員會議決で定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

鳥取県管牧場使用料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十四号

鳥取県管牧場使用料條例の一部を改正する條例

鳥取県管牧場使用料條例(昭和二十四年五月鳥取県條例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二條中「十円」を「十五円」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

県立学校授業料徴收條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十五号

県立学校授業料徴收條例の一部を改正する條例

県立学校授業料徴收條例(昭和二十二年十二月鳥取県條例第三十八号)の一部を次のように改正する。

00144

第二條第一項中「全日制の課程にあつては年額三千六百円」を「全日制課程にあつては年額四千二百円」に「定時制の課程にあつては年額千八百円」を「定時制の課程にあつては年額二千四百円」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

鳥取県繭檢定所手数料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十六号

鳥取県繭檢定所手数料條例の一部を改正する條例

鳥取県繭檢定所手数料條例(昭和二十一年六月鳥取県條例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「第八條」を「第十條」に、「第十三條」を「第十六條」に、「第九條第一項」を「第十二條第三項」

に「(イ)号」を「(ロ)号」を「(三)号」を「(四)号」に改め、同條同号に次の(イ)を加える。

- (イ) 乾繭檢定の場合において、繭檢定規則第八條の規定により檢定荷口に対し封印を施したときの繭檢定(イ)の金額にそれぞれ第一区の荷口につき二百円、第二区の荷口につき三百円、第三区の荷口につき四百円加算

第一條に第二号として次の一号を加え「第二号」を「第三号」とし以下順次繰り下げる。

- 二 繭檢定規則第二十三條の規定による荷口内容閱覽手数料

第一区の荷口につき 二百円

第二区の荷口につき 三百円

第三区の荷口につき 四百円

第二條中「第三号第五号及び第六号」を「第三号、第四号、第六号及び第七号」に、「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県准看護婦試験委員條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十七号

鳥取県准看護婦試験委員條例

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三三号)に基きこの條例を定める。

(目的)

第一條 この條例は保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三三号以下「法」という。)に基き准看護婦試験委員に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(試験委員の數及び任命委囑の範圍)

第二條 鳥取県准看護婦試験委員(以下「試験委員」という。)は、七人以内とする。

2 試験委員は、医師、看護婦及び学識経験のある者又は

關係各庁の官吏又は吏員のうちから知事が任命又は委囑する。

(委員長)

第三條 試験委員に委員長を置き、委員長は試験委員の互選による。

(職務)

第四條 委員長は、試験委員に屬する事務を総理する。

2 委員長事故あるときは試験委員のうちか互選されたものがその職務を代理する。

3 試験委員は、委員長の指揮を受け試験委員の事務を分掌する。

(試験委員の任期及び解任解囑)

第五條 試験委員の任期は、二年とする。但し試験委員に欠員を生じた場合の補欠試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 知事は、試験委員に職務上の支障があり又は試験委員としてふさわしくない行為があつたときは、前項の規定にかかわらず解任又は解囑することができる。

00146

00145

(書記) 第六條 試験委員の事務を補助させるために書記一人を置く。

2 書記は鳥取県の吏員のうちから知事が命ずる。

3 書記は上司の指揮を受け庶務に従事する。

附 則

1 この條例は公布の日から施行する。

2 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第四百七十七号)附則第十項の規定によつて行ふ乙種看護婦試験は当分のうち鳥取県准看護婦試験委員により行ふ。

鳥取県農業経営調査委員会條例を廃止する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十八号

鳥取県農業経営調査委員会條例を廃止する條例

鳥取県農業経営調査委員会條例(昭和二十四年一月鳥取県條例第二号)は廃止する。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十七年四月一日

から適用する。

規 則

鳥取県工場設置奨励條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第二十二号

鳥取県工場設置奨励條例施行規則

第一條 県内に工場又は事業場(以下「工場」という。)を新設若しくは増設しようとする者で指定を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書に事業計画書及法人にあつては法人登記簿謄本を添え、知事に提出しなければならない。

一 工場設置の場所、名称及び代表者の住所、氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、その名称、並びに代表者の氏名)

二 事業の種類及びその内容

三 投資額及び事業に要する資金計画

四 常時使用する従業員の種類及び人員

合は十日以内にその旨を知事に届けなければならない。

五 建物及び敷地の面積

一 第一條の申請書に記載した事項に変更を生じたとき。

六 事業開始の年月日

二 事業を休、廃止したとき。

七 その他参考事項

三 その他工場の内容に重大な変更があつたとき。

第二條 獎勵措置の指定を受けた工場は、毎月その操業

この規則は公布の日から施行し、昭和二十七年四月十日から適用する。

第三條 獎勵金交付の時期は、当該工場の事業税の納期とする。

告示

第四條 獎勵金交付の期間は、当該工場の事業計画により、正常な操業状況に入つたと見做された事業年度より起算して三年間を限度とする。

第五條 相続、讓渡、その他の事由により獎勵措置を受ける者に変更を生じた場合は、その事業の承継人による書類を事業承継の日より起算して一箇月以内に知事に届出するものとする。

◇鳥取県告示第九十二号
昭和二十六年五月鳥取県告示第二百四十二号（砂糖登録卸売業者用購入通帳の都道府県庁認印欄になつ印する認印について）は廃止する。
昭和二十七年四月十一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第六條 獎勵措置を受けた者が 左の各号に該当する場合

◇鳥取県告示百九十三号

土木費支辨並びに土木費補助規程（昭和二十四年三月鳥取県告示第百五号）の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條第一項本文を次のように改める。

市町村、町村組合又は水利組合の次に掲げる土木費に對し、この規程により予算の範囲内で果費を補助することができる。

同條同項に次の一号を加える。

八 水防施設工事。

同條第二項を削る。

第三條第一項第一号中「十万元」を「二十万元」に、第二号中「二万元未満」を「五万元未満又は十五万元以上」に改める。

第五條第一項本文を次のように改める。

補助金は、査定工費の次の区分により算定する。但し、水防施設工事は三分の一とする。

同條第三項中、「増加し」を「増加することができる。」に改め「且地租額を控除しなす。」削る。
同條第四項を削る。
第七條第二項中「第五條第一項の規定により直接国税、果税又は地租額を控除する外」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し昭和二十七年三月三十一日から適用する。